

小学生用

じてんしゃに 正しく乗ろう



じてんしゃ
「自転車は、車の仲間です。」

こうつう
き
「交通ルールが決められています。」

きまもただ
「決まりを守って正しく乗り、」

こうつうじこ
き
「交通事故にあわないように気をつけましょう。」



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちょう

自転車の交通ルール

自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

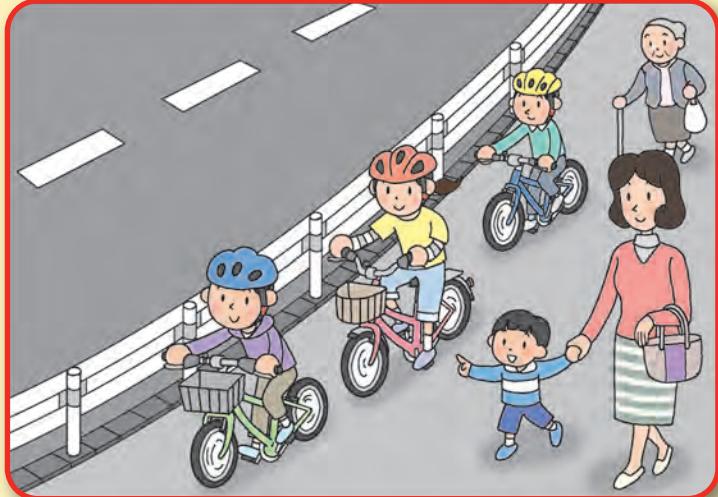
自転車は、車道の左側を通ることが決まりですが、子供（13歳未満）が自転車に乗るときは、歩道を通ることができます。

保護者の方へ

大人（13歳以上）が自転車で歩道を通行できるのは、道路標識により自転車が歩道を通行することができる場合と、車道を通行することが危険でやむを得ない場合などです。

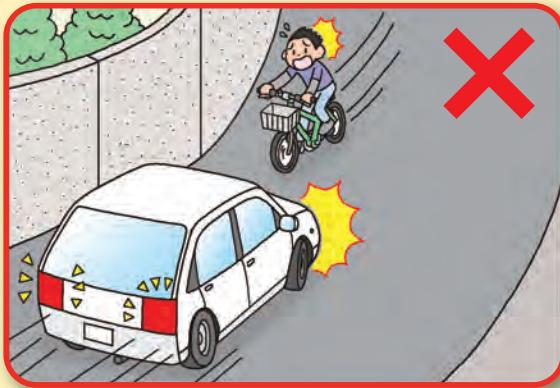
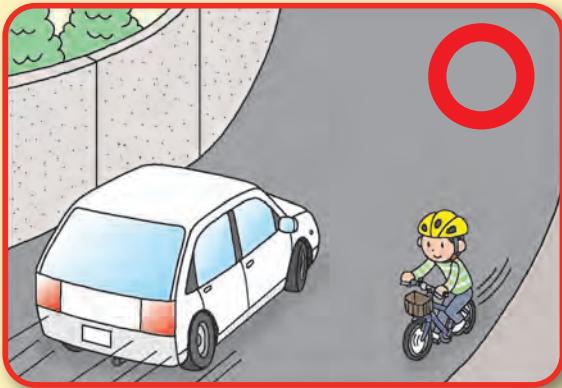
ただし、70歳以上の人と身体の不自由な人も、子供と同じように歩道を通ることができます。

（道路交通法第63条の4、道路交通法施行令第26条、交通の方法に関する教則）



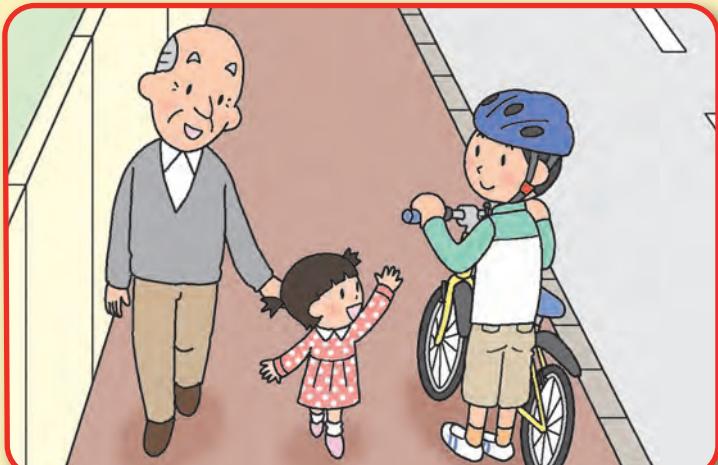
2 車道は左側を通行

車道を通るときは、左側を通ります。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道は歩いている人が優先です。
歩道を通るときは車道側に寄って通行し、歩いている人のぼう害になりそうなときは止まりましょう。



4 安全ルールを守る

▶二人乗りはいけません。



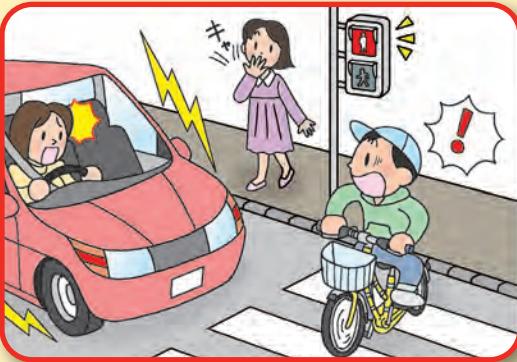
▶自転車どうしで、横に並んで走ってはいけません。



▶夜はライトをつけましょう。



▶信号は必ず守りましょう。



▶「止まれ」の標識や、道路に「止まれ」と書いて
いるときは、必ず止まって安全を確認しましょう。



▶左右が見えにくい交差点を通るときは、
しっかり左右の安全を確認しましょう。



5 子どもはヘルメットを着用

自転車に乗るときは、ヘルメット
をかぶりましょう。

保護者の方へ

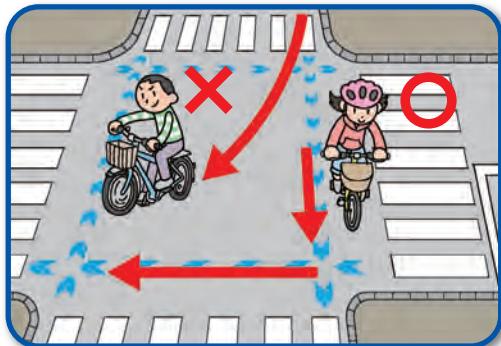
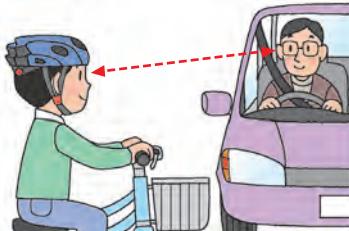
保護者の方は、13歳未満の子供にヘルメットをかぶら
せるように努めなければなりません。
(道路交通法第63条の11)



交差点や横断歩道での注意

交差点を右に曲がるとき

- 自転車は、交差点をななめにわたることはできません。道路の左側によって交差点の向こう側まで真っすぐに進み、安全を確認して直角に曲がります。



[交差点をわたるとき]

- 車の運転手さんが気づいていないこともありますので、運転手さんが自分に気づいているか確認してからわたりましょう。

横断歩道をわたるとき

- 横断歩道に自転車のマークと線があるときは、その中を通ってわたりましょう。



- 横断歩道に自転車のマークと線がないときは横断歩道を通りますが、歩いている人のぼう害になりそうなときは自転車からおりて、自転車を押してわたりましょう。



そのほかに注意すること

- 傘をさしたままや、物をもったまま乗ってはいけません。



- イヤホンで音楽をきいたりなど、まわりの声や音が聞こえないようにしてはいけません。



- ブレーキがきかない自転車にの乗ってはいけません。



保護者の方へ

保護者の方は、お子さんが乗る自転車を点検して、不良な部分がある場合には、自転車販売店などで、整備をしましょう。

子供が起こした事故であっても、自転車の利用によって生じた損害は、賠償しなければならないことがあります。万が一の場合に備えて、保険に加入しましょう。

